

# 先輩職員からのメッセージ

01



## 総務部門 会計課 経理第一係長

### PROFILE

平成28年 年金管理課  
平成30年 福島事務所  
平成31年 岩手事務所  
令和3年 青森事務所  
令和6年 総務課  
令和8年 現職

### ● 現在の業務内容

私が所属する会計課は、令和8年度に設置された東北厚生局の中で一番新しい課です。会計課では、予算の執行管理に関すること、決算に関すること、契約に関すること、国有財産の管理営繕・売却業務を行っています。購入した物品の管理や、職員の出張に係る旅費の申請審査・支給について対応しています。

私は、その中でも予算の執行管理と契約業務を主に担当しています。

東北厚生局内の予算は年度の初めに厚生労働省本省から示されますので、年度の支払額が予算の範囲内に収まるよう局内の予算執行状況の確認を行うほか、次年度の予算要求額の算出や当年度の執行状況に係る報告を本省へ行っています。

また契約についても、入札業務を中心に、各課において要望のあった内容について契約書の内容確認等に対応しています。

### ● 皆さんへメッセージ

会計課は職務上国民の皆様と密接にかかわる部署ではありませんが、一方で、東北厚生局で働く方々とのかかわりが深い部署です。

他部署の職員に対しては、こちらから作業のお願い等をさせていただくことも多くありますが、それらにご協力いただき、また、より良い内容となるようお知恵を貸していただける優しさに触れるたびに、そういった職員の姿勢が東北厚生局の魅力の一つであり、東北厚生局全体の働きやすさにも繋がっていると感じます。

多くの選択肢から志望先を決めるのは大変難しいことだと思いますが、本内容が少しでも参考となりましたら幸いです。

会計課の業務内容につきましては、  
スマートフォンで二次元バーコードを読み取っていただき、  
WEBページをご覧ください。



## 健康福祉部 医事課 地域医療構想等推進専門官

### PROFILE

令和4年 医事課  
同年 企画調整課  
令和7年 現職

### ● 現在の業務内容

85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据えた医療提供体制のビジョンが「新たな地域医療構想」と呼ばれています。

この構想を進めるため、都道府県の方との意見交換の場を設けるなどして得た情報を厚生労働省本省と共有し、国と都道府県との円滑な連携を図っているほか、地域医療構想を主体的に進める都道府県に対して様々な支援をしています。

地域の実情に寄り添い、一人ひとりの暮らしを支える持続可能な医療提供体制づくりに取り組んでいます。

### ● 皆さんへメッセージ

就職する前は、「自分にできるだろうか」「この選択でいいのだろうか」と不安になることも多いと思います。私自身も同じように悩みながら社会に出ました。

東北厚生局には、周囲に相談しながら少しずつ仕事を覚え、成長していける環境があります。最初は戸惑うこともあると思いますが、少しずつ仕事の面白さが見えてきます。

皆さんの柔軟な発想とチャレンジ精神を、ぜひ東北で生かしてみませんか。一緒に働ける日を楽しみにしています。

医事課の業務内容につきましては、  
スマートフォンで二次元バーコードを読み取っていただき、  
WEBページをご覧ください。



## ▶▶ 課長補佐・係長級の職員



### 指導部門 医療課 業務改革推進専門官

#### PROFILE

平成30年 年金管理課  
令和2年 秋田事務所  
令和4年 総務課  
令和6年 指導監査課  
令和7年 医療課  
令和8年 現職

#### ● 現在の業務内容

日本では国民皆保険制度により、国民全員が何らかの公的医療保険に加入しており、医療保険制度の被保険者となっています。そのため、病気やけがをしたとき、日本中のどこでもマイナンバーカード等を持って保険医療機関へ行けば、一部負担金を支払うことにより、診察や投薬を受けることができます。このマイナンバーカード等が使えるためには、どこの医療機関でもよいというものではありません。厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関、保険薬局である必要があります。

厚生局指導部門では、この保険医療機関や保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師に対する指導・監査や、届出の審査業務などを行っております。私が所属する医療課では、各県事務所等で行われている保険医療機関等(病院、医科・歯科診療所・保険薬局など)に対する指導・監査の支援や助言、各種報告等のとりまとめを行っております。

また、特定機能病院や臨床研究中核病院に対して、医療安全確保体制等の確認及び指導を行い、医療従事者及び事務職員の医療安全意識の向上を図ることを目的に立入検査を行っております。

#### ● 皆さんへメッセージ

仕事を通して病院をはじめとした保険医療機関等の医療従事者の方と直接お話しをする機会が多く、医療関係の専門的な知識など覚えることがたくさんあります。実際に医療機関等へ赴き医療安全等の確認を行うなどのデスクワーク以外の業務もあります。それらの業務の先には実際に医療を受けている患者さんのためという目的がありますので、とてもやりがいのある業務です。

興味を持たれた方はぜひ、志望していただきたいと思います。当局と一緒に働く事を心待ちにしております。

医療課の業務内容につきましては、スマートフォンで二次元バーコードを読み取っていただき、WEBページをご覧ください。



### 指導部門 指導監査課 課長補佐

#### PROFILE

平成27年 年金審査課  
平成29年 山形事務所  
平成31年 保険年金課  
令和3年 医療課  
令和5年 山形事務所  
令和7年 現職

#### ● 現在の業務内容

指導部門では、保険医療機関・保険薬局等の指定、保険医・保険薬剤師の登録、各種申請・届出の受付及び指導・監督業務等を主に行っています。

このほかにも、柔道整復施術所、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び訪問看護事業所に係る療養費に関する業務も行っています。

私が所属する「指導監査課」は宮城県を、「各県事務所」は青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県の各県を管轄とし、それぞれの業務を行っています。

主にデスクワークが多いですが、各保険医療機関等に向いて、適切な届出や運用がされているかを調査・確認するといった業務もしており、多岐にわたる業務に日々対応しています。

#### ● 皆さんへメッセージ

厚生局では医療保険・年金・地域包括ケアといった私たちの生活に直結する幅広い業務を行っています。

その中でも、指導部門は、皆さんの身近にある病院、診療所、薬局と関わりを持つ業務をしています。また、指導部門の中にも医師免許、歯科医師免許をもった指導医療官がおり、そういった方々から専門的な知識を得ることもでき、とてもやりがいを感じられると思います。私もその一人です。

若手の職員も増えており、職場内のコミュニケーションもとても取りやすい職場です。

東北厚生局に少しでも興味を持たれた方はぜひ志望していただけたらと思います。

皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしております。

指導監査課の業務内容につきましては、スマートフォンで二次元バーコードを読み取っていただき、WEBページをご覧ください。



# 先輩職員からのメッセージ

Message

02

## ▶▶ 東北厚生局から出向中の職員



子ども家庭庁成育局成育環境課  
家庭支援係

### PROFILE

令和5年 健康福祉課  
令和6年 現職

### ● 現在の業務内容

私が在籍する成育環境課では児童館や学童等を所管していて、広く使われる施設・サービスを支援する課であり、それらのルール作りや事業を普及させるための活動を行っています。デスクワークだけでなく、現場視察やオンラインミーティングを通してこの事業を行っている団体や社会福祉法人、市役所の方など、現場の方たちと話す機会が多くあり、日々刺激を受けながら仕事をしています。

### ● 出向先の業務を通じて感じたこと

東北厚生局で行っていた事務処理(以前は、健康福祉課で保育園などの施設整備を担当していました)が、なぜ行われているのか、どのようなプロセスで意思決定がされるのかを深く考えることができるようになりました。例えば、東北厚生局で担当していた「施設整備」という業務において、「保育園で購入するカメラに対して補助を行う」というものがありました。当時は、補助金の基準を満たしているか等しか注目していませんでしたが、なぜ保育園のカメラ代を国の予算から出す必要があるのか、そのプロセスの背景には子どもの事故や性暴力があるからであり、その発見や防止のために必要である、ということまで注目できるようになりました。

### ● 皆さんへメッセージ

子ども家庭庁には、児童養護施設で働いていた方、保育園を経営していた方、市役所の窓口で支援が必要な家庭と関わっていた方など、現場を知っている方が多く、生粋の「公務員」という方が少なかったりします。現場を知っているからこそ「良くしたい」という強い熱意を持っている方が多く、高いモチベーションで働ける職場です。もちろん、大変なことも多いですが自分の経験や成長という面でも出向して良かったと思っています。専門的な知識は後からつけることができますので、少しでも興味を持たれた方はぜひ志望していただけたら嬉しく思います。

### ● 現在の業務内容

介護長寿課 長寿健康係では、主に高齢者福祉サービスに関する事業と介護予防に関する事業を担当しております。高齢者福祉サービスとしては、高齢者の移動支援のためにバス券・タクシー券の交付を行ったり、在宅で介護を受ける高齢者や家族への支援を行ったりしています。介護予防に関する事業としては、介護保険による介護予防サービスはもちろんのこと、各自自治体、介護サービスだけに頼らず地域で健康に暮らしていけるための取り組みを実施しています。名取市では、住民が主体となり週1回健康体操を行う団体の立ち上げ支援や、高齢者のつどいの場への助成、地域の支えあい活動創出の取り組みを実施しています。

### ● 出向先の業務を通じて感じたこと

住民との距離がとてに近いので、様々な立場の方から様々な目線での問い合わせや要望があり、なぜこの対応なのか、どこまで応えられるかを考えつつ、どのようにしたら伝わるか工夫しながら業務にあたっています。

また、自治体が独自で実施している事業があったり、法的根拠はあるものの具体的な内容については自治体で検討する事業があったりするので、裁量が広いとも感じています。特に今自分が所属している係では企画・検討する事業が多く、これまであまり経験する機会がなかった業務に携わることができています。

### ● 皆さんへメッセージ

「東北厚生局」は皆さんにとって聴きなじみのある組織ではないかもしれませんが、医療保険、介護、年金など、国民の一生に関わる仕事を行える職場です。また、厚生労働省の出先機関として、国と自治体・国民の間を調整する役割も担っていると考えています。

業務としては難しそうな印象を受けるかもしれませんが、必要な知識は業務の中で覚えやすく、先輩や上司もフォローして下さるのでご安心ください。みなさんをお待ちしております。



名取市介護長寿課  
長寿健康係

### PROFILE

平成27年 指導監査課  
平成28年 福島事務所  
令和2年 健康福祉課  
令和5年 総務課  
令和7年 現職



健康福祉部  
保険年金課 調整係長

PROFILE

平成28年 医事課  
平成30年 調査課  
令和元年 山形事務所  
(この期間に育児休業を2回取得)  
令和7年 現職

## ワークライフバランスについて

### ● 育児休業制度を利用して

令和3年3月に第一子、令和6年5月に第二子・第三子(双子)を出産し、それぞれ約1年間育児休業を取得しました。育児休業中は育児に専念し、子どもが赤ちゃんの時期にしか経験できないことをたくさん経験し、あっという間の1年間でした。職場復帰後は育児時間制度を活用し、現在は1時間半勤務時間を短縮して業務にあたっています。子どもが保育園に入園したばかりのころは、毎週のように熱を出し、急遽仕事を休まなければならないことも多々ありましたが、子の看護等休暇制度や年次有給休暇を利用し、何よりも家族や職場の方々の理解とご協力のおかげで大変な時期を乗り越えることができました。また、午後に子の予防接種や定期受診がある日は、午前中にテレワークを実施し、承認通知書送付の起案準備やオンライン研修の受講等、在宅で集中的に業務を行っています。テレワークは浮いた通勤時間を子どもとの時間や家事に充てることができ、育児と仕事の両立のための大きなポイントになっていると実感しています。

国家公務員は育児に関する制度が多々ありますが、東北厚生局は私のような育児中の方々に対する理解があり、ワークライフバランスを実現しやすい職場です。育児中の職員も多数おり、情報交換もできます。厚生行政に興味があり、将来育児と仕事の両立を目指したいという方は志望していただけたら嬉しいです。一緒に働けることを楽しみにしています。

### ● 育児に関する主な制度

| 制度         | 条件                           | 内容   |
|------------|------------------------------|--|
| 産前休暇       | 出産する場合                       | 出産予定日の6週間前から出産の日まで取得できる休暇                          |
| 産後休暇       |                              | 出産日の翌日から8週間を経過する日まで取得できる休暇                         |
| 育児休業       | 3歳未満の子を養育する場合                | 子の出生の日から満3歳の誕生日の前日まで休業できる制度                        |
| 育児時間       | 小学校就学前の子を養育する場合              | 1日につき2時間の範囲内または1年につき10日相当の勤務時間の範囲内で勤務しないことが認められる制度 |
| 育児短時間勤務    |                              | 短時間での勤務又は1週間のうちに希望する日に勤務することができる制度                 |
| 配偶者出産休暇    | 妻が出産予定又は出産する場合               | 妻の出産のための入院日から出産日後2週間までの間に2日の範囲内で取得できる休暇            |
| 育児参加のための休暇 | 妻が6週間以内に出産予定又は出産後8週以内の場合     | 妻が出産する際、子を養育するために5日間の範囲で取得できる休暇                    |
| 子の看護等休暇    | 小学校3年生までの子の負傷や疾病による看護等が必要な場合 | 1年に5日を限度として取得できる休暇                                 |

### ● 介護に関する主な制度

| 制度     | 条件                     | 内容   |
|--------|------------------------|--|
| 介護休暇   | 介護が必要な配偶者、父母、子等を介護する場合 | 一の要介護状態において、3回以下、かつ、合計6か月の範囲で取得できる休暇       |
| 介護時間   |                        | 1日の正規の勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲で介護のための時間を取得できる制度 |
| 短期介護休暇 |                        | 1年につき5日の範囲内で取得できる休暇                        |

### ● その他

|            |  |
|------------|--|
| フレックスタイム制度 | 総勤務時間を変更することなく、始業時刻や終業時刻等を変更することができる制度 |
|------------|--|